

平成27年度

食品健康影響評価技術研究

公募要領
(追加公募)

平成27年1月

内閣府

食品安全委員会事務局

目 次

はじめに	1
第 1 公募期間等	2
1 公募期間	
2 応募から採択及び研究実施までの流れ（目安）※研究期間が2年の場合	
第 2 応募資格等	2
1 応募資格	
2 応募の制限	
第 3 募集する研究課題等	3
1 募集する研究課題	
2 概算経費総額	
3 実施期間	
4 研究体制	
第 4 応募手続等	3
1 応募方法	
2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募の手順	
3 応募書類	
4 応募期間、応募先等	
第 5 研究の対象課題の選定等	6
1 審査の方法及び手順	
2 審査基準	
3 日程（目安）	
4 研究課題の採否の通知	
5 研究課題の登録	
6 他の研究助成等を受けている場合の措置	
第 6 委託契約の締結等	7
1 契約方式について	
2 契約に必要な書類について	
第 7 その他	7
1 「競争的資金の適正な執行に関する指針」への対応について	
2 個人情報の取扱い	

別紙 1 食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施 課題（平成 27 年度）	9
別紙 1-別表 現在実施中の研究課題（平成 25 年度、26 年度採択分） ...	12
別紙 2 平成 27 年度食品健康影響評価技術研究の追加公募課題について ..	16
別紙 3 競争的資金の適正な執行に関する指針	17
別紙 4 e-Rad による応募について	25
別紙 5 必要書類チェックシート	29
別紙 6 応募書類作成上の留意事項	31
別紙 7 評価項目及び評価基準	47

この公募は、平成 27 年度に委託研究を速やかに開始していただくために、平成 27 年度予算成立前に行うものです。このため、予算の成立状況によっては、種々の変更が生じ得ることを承知願います。

平成27年度食品健康影響評価技術研究公募要領（追加公募）

はじめに

食品安全委員会は、食品中に含まれる危害要因（ハザード）を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度健康に悪影響を及ぼすかについて、科学的に評価（食品健康影響評価、いわゆるリスク評価）を行っています。この食品健康影響評価を的確に行うためには、常に最新の科学的知見を集積し体系化しつつ評価方法の開発・改良を随時行うことが不可欠です。このため、食品安全委員会では、このような評価方法の開発・改良を目的とした委託研究事業「食品健康影響評価技術研究」（以下「研究」という。）を実施しています。

具体的には、「食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題（平成27年度）」（平成26年9月16日 食品安全委員会決定）（別紙1）を定め、平成26年10月2日から同年11月4日まで、別紙1に掲げる研究課題について、公募を行ったところです。

今般、食品の安全性の確保の観点から緊急性・重要性が高く、研究の成果が求められる別紙2に掲げる研究課題について、追加公募を行うことになりました。

応募された研究課題は、必要な審査を経て、その採否が決定されます。採択された研究課題は、採択決定の通知を受けた応募者と食品安全委員会との間で締結する委託契約（※）に基づき実施することとなります。

※ 分担研究者がいる場合は、その者又はその者の所属する機関の長とも委託契約を締結します。

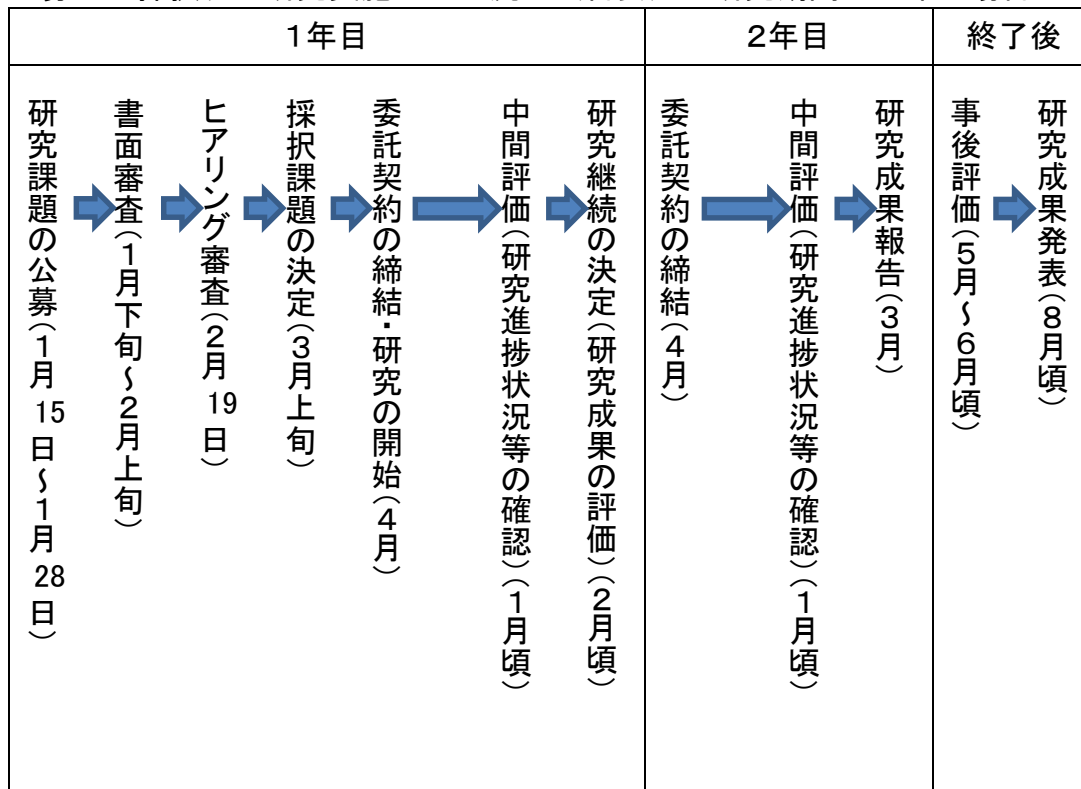
第1 公募期間等

1 公募期間

平成27年1月15日（木）15時00分から

平成27年1月28日（水）17時00分まで（時間厳守）

2 応募から採択及び研究実施までの流れ（目安）※研究期間が2年の場合



第2 応募資格等

1 応募資格

応募資格を有する者は、研究機関（大学、試験研究機関等をいう。以下同じ。）に属し、当該応募に係る研究課題について、実施計画の策定及び成果の取りまとめなど、研究の実施に責任を有する研究者（以下「主任研究者」という。）とします。

ただし、国の施設等機関に所属する主任研究者にあっては、当該研究者が直接、分任支出負担行為担当官である食品安全委員会事務局長（以下「分任官」という。）と委託契約を締結することから、研究委託費の管理及び経理に係る事務をその所属する機関の長に委任することができる者に限ります。

2 応募の制限

研究は、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度の一つとして位置付けられています。したがって、本制度への応募に際しては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（別紙3）に基づき、以下のとおり応募を制限します。

ア 競争的資金の不正使用及び不正受給を行った場合の制限

本制度及び他府省等の競争的資金制度において資金の不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）又は不正受給を行ったために、委託費又は補助金等の全部又は一部を返還させられた研究課題の研究者及びそれ

に共謀した研究者は、一定期間、本制度への応募を行うことはできません。また、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者に対しても、同様に応募を制限します。

イ 研究上の不正行為を行った場合の制限

本制度及び他府省等の競争的資金制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合で、不正行為に関与した者及び不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、一定期間、本制度への応募を行うことはできません。

第3 募集する研究課題等

1 募集する研究課題

別紙2に掲げる研究課題について追加募集します。

応募する研究課題の計画は、食品の安全性に関する各種ハザードに的確に対処するために必要な科学的知見を集積し、体系化するとともに、リスク評価の実施に必要なガイドライン・評価基準の策定等、リスク評価方法の開発・改良に資するものでなければなりません。

また、応募された研究課題が、現在実施中の研究課題（別紙1－別表）と重複する場合は、採択されませんので注意してください。

2 概算経費総額

研究委託費の額は、原則として、単年度当たり1研究課題につき1千5百万円程度とします。ただし、研究計画の内容により、金額の査定を行います。

3 実施期間

研究の実施期間は、原則として1研究課題につき2年以内とします。

なお、1年目に実施する中間評価の結果により、翌年度への研究継続が認められない場合があります。

4 研究体制

主任研究者は、研究計画の性格上、必要があれば、研究項目の一部を他の研究者（以下「分担研究者」という。）と分担して研究を実施することができます。

ただし、国の施設等機関に所属する分担研究者にあっては、当該研究者が直接、分任官と委託契約を締結することから、研究委託費の管理及び経理に係る事務をその所属する機関の長に委任することができる者に限ります。

第4 応募手続等

1 応募方法

応募は、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）（※）により申請する必要があります。（別紙4の「e-Radによる応募について」をご参照ください。）

この場合、申請を行おうとする主任研究者及び分担研究者は、あらかじめ当該システムに登録し、研究機関コード及び研究者番号を取得しておく必要があります。

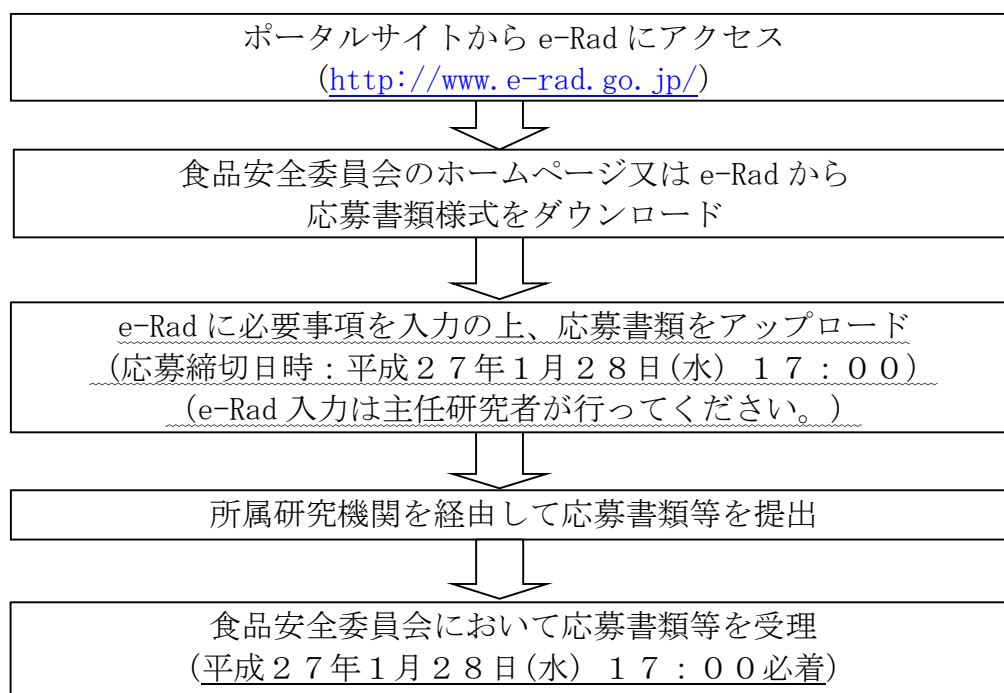
登録方法については、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) をご参照ください。

なお、登録手続に日数を要する場合がありますので、余裕をもって登録手続を行ってください。

(※) e-Rad について

e-Rad とは、競争的資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募の手順



- ※ 研究者は、所属する研究機関の長の承認を受けて申請を行ってください（申請の際は、e-Rad 上で所属する研究機関での承認処理が必要です。また、申請書類（別紙6に示す様式1から様式8まで並びに参考様式1及び参考様式2）については、PDFに変換してからe-Radにアップロードしてください。ただし、主任研究者の押印が必要な様式1、分担研究者の押印が必要な様式5、所属する研究機関の長の押印が必要な参考様式1及び参考様式2については、押印のあるものをPDFに変換してからアップロードしてください。押印のないものは受理されませんのでご注意ください。
- ※ 研究機関情報及び研究者情報の登録、応募申請については、別紙4「e-Radによる応募について」をご参照ください。

3 応募書類

e-Rad を利用して応募していただきますが、当面の間は e-Rad による応募と併せ、次に示す手順に従い、書面による応募（応募書類の提出）を必ず行ってください。

提出する応募書類は、次の①から④までに示す書類です。

- ①必要書類チェックシート（別紙5）
- ②研究実施計画（書類）（別紙6の様式1から様式8まで）
- ③主任研究者証明書又は事務委任承諾書（別紙6の参考様式1又は参考様式2）

④受付通知用はがき及び課題採否通知用封筒

なお、応募書類等の作成に当たっては、ワードプロセッサ又は表計算用ソフトウェアを使用してください。別紙6の「応募書類作成上の留意事項」を参照してください。

4 応募期間、応募先等

上述のとおり、必ず e-Rad による応募と書面による応募の両方を行ってください。

(1) e-Rad による応募

応募受付期間：平成27年1月15日(木)15:00から
平成27年1月28日(水)17:00まで
システムの利用可能時間帯：平日、休日ともに0:00～24:00まで
連絡先等：別紙4「e-Radによる応募について」をご参照ください。

(2) 応募書類等の提出先

応募期間：平成27年1月15日(木)15:00から
平成27年1月28日(水)17:00まで【**必着**】
提出先：〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル22階
内閣府食品安全委員会事務局総務課 調査・研究係
「研究事業応募書類在中」と明記
電話：03-6234-1119又は1123

(3) 応募の留意事項

- ・ e-Rad への入力作業では、入力の途中であっても、応募受付時間を過ぎると e-Rad での受付ができなくなりますので、時間に余裕を持って応募してください。また、応募書類等の提出のみが行われ、e-Rad 上で未登録の場合は、応募は無効になります。
- ・ 応募書類等を送付する際は、簡易書留等配達証明が可能な方法を用いてください。また、当該応募書類等が応募期間内に食品安全委員会事務局に必ず到着するようにしてください。なお、ファックス及び電子メールでの応募は受け付けません。
- ・ 応募書類等を持参する場合は、上記(2)の提出先で受け付けます。受付時間は9:30～12:00及び13:00～17:00です。ただし、土・日・祝日の受付は行っておりませんのでご注意ください。
- ・ 提出された応募書類等の返却又は差し替えはできません。
- ・ 応募書類等を受け付けた後、約1週間は、当該応募書類等の内容について確認等の連絡を行うことがありますので、主任研究者は連絡が取れるようにしてください。
- ・ 応募を受け付けた後、受付通知用はがきに受付番号を記載して返送します。この受付番号は、e-Rad へ新規課題を登録した際に付番される21桁の応募番号とは別の整理番号となります。

第5 研究の対象課題の選定等

1 審査の方法及び手順

(1) 採択候補研究課題の選定

調査・研究企画会議が、書面審査及びヒアリング審査を実施して、採択候補研究課題を選定します。

ア 書面審査（1次審査）

提出された応募書類について書面審査を実施します。

イ ヒアリング審査（2次審査）

書面審査の結果を基に、対象となる研究課題を選定した上で、当該課題に係る主任研究者に対してヒアリング審査を実施します。（平成27年2月19日（木）を予定）

食品安全委員会事務局長（以下「事務局長」という。）は、ヒアリング審査の日程等を対象となる課題に係る主任研究者に通知するとともに、ヒアリング審査対象課題の受付番号を食品安全委員会のホームページ（以下URL参照）に掲載します。（<http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/index.html>）

(2) 重複応募による審査除外

次のいずれかに該当する場合は審査の対象から除外されます。

ア 同一課題名又は内容で、既に国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合、又は採択が決定している場合

イ 類似性の高い研究で既に国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合、又は採択が決定している場合であって、提案課題との役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合

ウ 同一の者が2件以上の研究課題に応募した場合（ただし、分担研究者として複数の異なった研究課題に参画することを妨げません。）

(3) 研究課題の決定

調査・研究企画会議で選定された採択候補研究課題について、食品安全委員会において審議し、採択課題を決定します。

2 審査基準

本要領第2の1の「応募資格」及び別紙7の「評価項目及び評価基準」について審査します。

3 日程（目安）

平成27年1月下旬～2月上旬・・・書面審査（1次審査）

平成27年2月19日（木）・・・ヒアリング審査（2次審査）

平成27年3月上旬・・・研究課題の決定

4 研究課題の採否の通知

事務局長は、研究課題の採否の結果を、採択課題の決定後、速やかに当該課題に係る主任研究者に通知します。

なお、電話等による採否についての照会に応じることはできません。

5 研究課題の登録

応募された情報は、e-Rad 及び総合科学技術会議の政府研究開発データベースに登

録されます。

6 他の研究助成等を受けている場合の措置

国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究実施計画書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの研究提案内容やエフォート（研究専従率）等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、応募課題が不採択となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合、応募課題の不採択、採択取消し又は減額配分となる場合があります。

第6 委託契約の締結等

1 契約方式について

採択後、国以外の研究機関に所属する主任研究者及び分担研究者については、所属する研究機関の長と分任官との間で委託契約を締結します。また、国の研究機関に所属する主任研究者及び分担研究者については、各研究者個人と分任官との間で委託契約を締結し、研究委託費の経理に係る事務を各研究者の所属する研究機関の長に委任していただきます。したがって、いずれにおいても、以後の経理事務については所属する研究機関が責任を持って管理することになるため、応募の際にはあらかじめ経理担当者との連絡調整を十分に行ってください。

2 契約に必要な書類について

採択決定の通知時に食品安全委員会事務局が指示する書類を作成の上ご提出いただくこととなります。

第7 その他

1 「競争的資金の適正な執行に関する指針」への対応について

研究は、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度の一つとして位置付けられています。したがって、本制度への応募に際しては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（別紙3）に基づき対応します。

2 個人情報の取扱い

本制度に係る応募書類及びe-Radに登録された個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）を遵守し、適切に取扱います。また、登録された情報は、食品安全委員会事務局からの採否通知、採択後の契約手続、評価の実施等、業務のために利用するほか、当該システムを経由して総合科学技術会議の政府研究開発データベース（※）に登録されます。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、主任研究者名、所属機関名及び研究実施期間等）は、食品安全委員会ホームページで公開します。以上のことを予めご了知の上、応募書類へのご記入をお願いします。

※政府研究開発データベースについて

政府研究開発データベースとは、国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、総合科学技術会議において、各種情報（研究者、研究テーマ、研究費、研究成果等）について一元的・網羅的に把握し、関係する政府部内において必要情報を検索・分析できる

データベースです。なお、本データベースは一般に公開されておりません。

この公募要領に関するお問い合わせ先
(研究費の不正使用等の情報についても受け付けます。)

〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル22階
内閣府食品安全委員会事務局 総務課 調査・研究係
電 話：03-6234-1119 又は 1123
FAX：03-3584-7390

食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題（平成27年度）
（平成26年9月16日 食品安全委員会決定）

平成27年度において、優先して実施すべき食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の課題は、以下のとおりとする。

1 危害要因・曝露実態の評価に必要な科学的知見の集積

(1) 微生物等の病原性及びカビ毒・自然毒に関する研究

食品を介してヒトへ危害をもたらす可能性のある微生物等（細菌、ウイルス、原虫、寄生虫、プリオン）及びカビ毒、自然毒に係る食品健康影響評価に資することを目的として、以下の研究課題（食中毒事例の分析による研究等を含む）を優先して実施する。

- ① ノロウイルスをはじめとした病原微生物の曝露量と発症の用量反応関係、遺伝子型別の病原性の差異等に関する研究
- ② カビ毒（未知、既知に関わらず）による健康影響の重篤度等に関する研究
- ③ 食中毒原因としての新規魚貝毒のリスク評価のための研究

(2) 動物用再生医療等製品のリスク評価に資する調査・研究

胚性幹細胞（ES 細胞）や人工多能性幹細胞（iPS 細胞）等を用いた動物用再生医療等製品の食品健康影響評価に資することを目的として、以下の調査・研究課題を優先して実施する。

- ① 海外における動物用再生医療等製品の評価ガイドラインの策定及びリスク評価状況等の調査
- ② 我が国において作成する動物用再生医療等製品の評価ガイドラインに必要な知見を得るための研究

(3) 遺伝子組換え食品等に関する調査

新たな遺伝子組換え技術の研究・開発が進められていることから、これらの技術を利用した食品等の食品健康影響評価に資することを目的として、以下の調査課題を優先して実施する。

- ① 植物育種に関する新技術の研究・開発及びリスク評価の状況等の調査
- ② 遺伝子組換え技術を応用した動物及び動物用新型ワクチン等の開発状況及びこれらを用いた食品に係るリスク評価の状況等の調査

(4) 薬剤耐性菌の特性解析に関する調査・研究

食品等を介して国民が曝露される可能性のある薬剤耐性菌の食品健康影響評価に資することを目的として、以下の調査・研究課題を優先して実施する。

- ① 薬剤耐性菌のヒトへの伝播及び疫学に関する調査・研究
- ② 各国における薬剤耐性菌の定量的リスク評価・規制状況の調査

2 健康影響発現のメカニズム（作用機序）の解明

（1）微生物等による健康影響発現についての調査・研究

- ① 生食などにより食肉等を介してヒトへ危害をもたらす可能性のある微生物等に関する、病原性発現メカニズムに関する研究
- ② フードチェーンにおける病原微生物の分布の定量的な把握に関する調査・研究

（2）食品を介したアレルギー発症メカニズムについての研究

- ① 食品に対するアレルギー性反応獲得メカニズムに関する研究

3 新たな科学的なリスク評価方法の確立

（1）カビ毒・自然毒のリスク評価方法の確立に関する研究

食品等を介して国民が曝露される可能性のあるカビ毒・自然毒に係るリスク評価方法の確立に資することを目的として、以下の研究課題を優先して実施する。

- ① 各種貝毒に係るリスク評価方法の確立に関する研究

（2）微生物等のリスク評価方法の確立に関する研究

- ① 低水分含量食品の喫食に起因する病原微生物（サルモネラ、腸管出血性大腸菌等）のリスク評価方法の確立に関する研究
- ② 病原微生物の用量反応や曝露形態等を考慮した新たな評価モデルの構築に関する研究

（3）定量的評価方法の確立に関する研究

的確さを確保しつつ、より迅速な評価を目指した *in silico* による定量的評価方法の確立に資する研究課題を優先して実施する。

（4）栄養成分及び加工助剤についてのリスク評価方法の確立に関する研究

我が国で食品添加物に指定されている物質のうち、栄養成分（ビタミン、ミネラル等）及び加工助剤（殺菌剤・酵素・抽出溶媒等）については、国際的には食品添加物とは分類されていない場合がある。これらの評価方法について、以下の研究課題を優先して実施する。

- ① 栄養成分・加工助剤に関するリスク評価方法の確立に関する研究

栄養成分（ビタミン、ミネラル等）及び加工助剤（殺菌剤・酵素・抽出溶媒等）について、JECFA 及び EFSA 等における評価方法及び評価結果の比較等を行い、我が国に適したリスク評価方法を開発。

（５） 化学物質（特に農薬）のリスク評価に当たって必要となる試験の再検討に資するための研究

化学物質（特に農薬）のリスク評価に当たって、最近の毒性評価の国際的動向を踏まえ、必要な課題を解決することを目的とする。（特に Weight of Evidence を強化し、動物愛護に貢献することを重視）

例えば、農薬の評価に当たって以下のような研究課題を優先して実施する。

① 非げっ歯類を用いた毒性試験の検証

イヌを用いた毒性試験について、1試験で評価可能かどうかの検証と、その際の試験期間の設定方法、留意点などの科学的検討。

② 発がん性試験の検証

90 日間亜急性毒性試験等のエビデンスを考慮した上で、発がん性試験を実施する動物種の絞り込みや除外について、科学的に検証。

③ 単回投与による影響の把握

急性参照用量設定を円滑に進めるため、既存の試験の衛星群として単回投与試験や神経毒性試験を併合試験として実施する試験設計の確立。

4 その他

（１） 自ら評価や新たな危害要因に対応する調査・研究

食品安全委員会として、「自ら評価」を行うことになった案件に関して、関連情報を収集するとともに必要な科学的知見を得るための調査・研究を行う。

（２） 研究者からの提案に基づく研究

上記に掲げる研究課題以外の食品健康影響に関する基盤的な研究について幅広く若手も含む研究者からの提案を求め、その中から有用な研究課題を採択し、研究を実施する。（原則として1年）

別紙 1 -別表 現在実施中の研究課題（平成 25 年度、26 年度採択分）

平成 25 年度採択分（5 課題）

研究課題番号	研究課題名	主任研究者 (所属機関)	研究期間	研究の概要
1301	ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型 BSE の人に対する感染リスクの定量的評価	松浦 裕一 ((独)農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所)	25 年度 ～26 年度 (2 年間)	不明な点が多く残されている非定型 BSE の人への感染は報告されていないが、これまでの感染実験の成績から人への感染リスクはあると考えられ、今後の懸念材料となっている。この研究では、遺伝的背景が同じヒト型及びウシ型プリオン蛋白質遺伝子改変マウスを用いて、定型 BSE と 2 種類の非定型 BSE について経口・脳内・腹腔内投与による感染実験を行う。感染実験の結果を比較解析し、BSE の人への感染を定量化することにより、定型及び非定型 BSE の人への感染リスクについて定量的評価に資する知見を提供する。腹腔内投与による感染実験では、発症前のマウスを用いてヒトプリオン蛋白質のアミノ酸多型によって BSE の感染効率が異なることを示した。経口投与ならびに脳内投与による感染実験を開始したが、マウスが発病するまでおおよそ 2 年間の観察が必要である。今後、マウスが発病するまでの潜伏期間を基に BSE 感染性を定量化し、BSE の病態を明らかにする。
1302	核内受容体作用と酵素誘導解析を基盤とした、化学物質による肝肥大の毒性学的評価に関する研究	吉成 浩一 (静岡県立大学)	25 年度 ～26 年度 (2 年間)	酵素誘導や肝発がん等と関連した核内受容体に対する作用評価及び <i>in vivo</i> 毒性試験情報等を利用して、肝肥大を起こす化学物質の生物学的・毒性学的な評価を行うとともに、酵素誘導が肝機能に及ぼす影響を評価し、酵素誘導と肝肥大の関連性及びその毒性学的意義を明らかにする。
1303	化学物質により誘発される肝肥大の毒性学的評価手法の確立と今後の問題点	吉田 緑 (国立医薬品食品衛生研究所)	25 年度 ～26 年度 (2 年間)	化学物質により誘発された肝肥大（肝重量増加、肝細胞肥大）が、生体の適応範囲内の反応かを科学的に評価する手法を食品安全委員会の評価書等公開データをもとに開発し、リスク評価に直ちに役立つ指針を作成する。さらに、それらの評価結果等のヒトへの外挿性及び肝肥大に関して評価時の問題点も併せて提起する。

研究課題番号	研究課題名	主任研究者(所属機関)	研究期間	研究の概要
1304	遺伝毒性発がん物質のリスク評価手法に関する研究	小野 敦 (国立医薬品食品衛生研究所)	25年度～26年度 (2年間)	国際機関や各国評価機関で用いられている遺伝毒性発がん物質のリスク評価手法についての情報収集を行うとともに、発がんリスク評価における遺伝毒性データ利用法についての検討を行い、得られた結果を基に我が国における遺伝毒性発がん物質の安全性評価指針案を作成する。
1305	食用動物由来薬剤耐性菌の定量的食品健康影響評価モデルの確立	田村 豊 (酪農学園大学)	25年度～26年度 (2年間)	①鶏へのフルオロキノロン系抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の発生、暴露、影響評価に係るデータ作成、収集、及び ②EFSA、FDA 等における定量的リスク評価手法等の収集、分析を通じて、定量的リスク評価モデルを構築するとともに、定量的リスク評価指針の設定に向けて必要な情報を収集する。

平成26年度採択分（8課題）

研究課題番号	研究課題名	主任研究者(所属機関)	研究期間	研究の概要
1401	香料化合物のリスク評価手法に関する調査研究	山崎 壮 (実践女子大学)	26年度 (1年間)	日本、国際機関、欧米で用いられている香料化合物のリスク評価手法の情報収集と比較を行い、得られた結果を基に、現在の我が国の香料化合物のリスク評価手法を再検討して新指針案を検討する。
1402	レチノイン酸の濃度変化を引き起して催奇形性を示す化学物質のスクリーニング法の開発と催奇形性発症の分子機構の解明	永田 清 (東北薬科大学)	26年度～27年度 (2年間)	我々の生活において、農薬や食品添加物等の暴露によって引き起こされる催奇形性発症の原因を、組織中のレチノイン酸濃度の変動に影響を与える合成・代謝系酵素活性に焦点を当て、催奇形性を示す化学物質の構造的特徴と発症の種差の原因および分子機構を明らかにする。
1403	熱帯性魚類食中毒シガテラのリスク評価のための研究	大城 直雅 (国立医薬品食品衛生研究所)	26年度～27年度 (2年間)	日本におけるシガテラについて、潜在事例も含め発生状況を把握し、分析法の検討を行ったうえで沿岸海域に生息する生物の毒性分析を行う。さらに代表的成分の毒性について検討を行う。これらの研究成果を基に国際的動向も踏まえて総括的リスク評価・リスク管理を行う。

研究課題番号	研究課題名	主任研究者(所属機関)	研究期間	研究の概要
1404	食品摂取により発症する新規アレルギー／アレルギー様反応に関する調査研究	柘植 郁哉 (藤田保健衛生大学)	26年度～27年度 (2年間)	近年、国内外を問わず、蛋白アレルギーによる古典的食物アレルギー以外の新規アレルギー／アレルギー様反応の報告が相次ぎ、これらがアレルギー機序によって誘発されたものか否か必ずしも明らかになっていない状況にある。本研究では、食品の摂取によるアレルギーに関連する食品健康影響評価に資することを目的に、新規アレルギー／アレルギー様反応に関する、これまでに行われている国内外の研究や調査結果、疫学情報、海外における取組状況などを収集して、その状況を分析する。
1405	肝マクロファージの機能特性に基づいた肝毒性の新規評価手法の構築と緻密化	山手 丈至 (大阪府立大学)	26年度 (1年間)	外的因子により多彩な機能変化を現わす肝マクロファージの特性を、化学物質の肝毒性評価手法の一つの手法として、毒性病理学的な観点から新たに構築するとともに、その機能異常に起因する肝毒性発現メカニズム(肝細胞傷害性と免疫介在性肝細胞毒性)を <i>in vivo</i> と <i>in vitro</i> の実験系を用いて解明する。農薬などの化学物質により誘発される量反応性の肝毒性の評価基準の緻密化とヒトの健康影響評価における精度の高いADI設定に繋がる。
1406	低水分含量食品中における食中毒細菌(サルモネラ、腸管出血性大腸菌)の菌数変動および生存確率予測モデルの開発	小関 成樹 (北海道大学)	26年度～27年度 (2年間)	低水分含量食品中における食中毒細菌の生残を、菌数変動および生存確率の両面から明らかにする。具体的には、食中毒事故原因として報告のある各種血清型のサルモネラ及び腸管出血性大腸菌を対象として、多様な低水分活性条件下(0.20～0.85)における菌数変化をモデル実験系で明らかにして、菌数変化を血清型毎に水分活性および保存温度の関数として記述する数理モデルを開発する。さらに、低水分含量食品でのサルモネラ及び腸管出血性大腸菌の菌数変化を検討することで、開発した予測モデルの精度、妥当性を検証する。また、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌の挙動を菌集団としてではなく、個別の細胞レベルで低水分環境下における生存／死滅を評価することで、低水分環境におけるサルモネラ及び腸管出血性大腸菌の生存確率を予測可能とする数理モデルを開発する。以上、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌の菌数変動および生存確率を予測可能とする評価技術の開発によって、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌食中毒のリスク評価のための基盤を構築する。

研究課題番号	研究課題名	主任研究者(所属機関)	研究期間	研究の概要
1407	食品中ヒ素の代謝物ジメチルモノチオアルシン酸の発がん性に関する研究	鰐渕 英機 (大阪市立大学)	26年度 ～27年度 (2年間)	ジメチルモノチオアルシン酸 (DMMTA) は食用海産動植物に含有される有機ヒ素化合物の代謝産物であるが、その高い細胞毒性からヒ素発がんの究極発がん物質の一つとされている。したがって、DMMTA のリスク評価が食品に由来する有機ヒ素化合物のリスク評価に必要かつ不可欠であると考えられる。本研究は、有機ヒ素化合物の体内動態、遺伝毒性及び発がん性の有無を明らかにすることを目的とし、DMMTA 及び関連有機ヒ素化合物の詳細な代謝経路を解明するとともに DMMTA の <i>in vivo</i> 変異原性及び発がん性を検討する。
1408	食品からのアクリルアミド摂取量の統計的推定に関する研究	鈴木 規之 (独立行政法人国立環境研究所)	26年度 (1年間)	食品からのアクリルアミド摂取に伴うリスク評価に資するため、食品からのアクリルアミド摂取量の分布を明らかにするための統計的推定を行う。食品の摂取量、食品中のアクリルアミド含量などの情報に基づき、統計シミュレーション手法を中心として、摂取量分布の推定と既存観測値に基づく検証を実施する。

平成 27 年度食品健康影響評価技術研究の追加公募課題について

「食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題（平成 27 年度）」（平成 26 年 9 月 16 日食品安全委員会決定）の「3 新たな科学的なリスク評価方法の確立」の（5）として、以下の課題について追加公募する。

○公募課題：農薬のリスク評価に当たって必要となる試験の再検討に資するための研究

【研究の概要】

農薬の科学的かつ効率的なリスク評価の実現に向けて、最近の毒性評価の国際的動向を踏まえ、Weight of Evidence を強化した評価を行う観点から、動物種や投与期間を考慮した評価手法の検討に必要な科学的知見を得ることを目的とする。なお、本研究はアニマルウェルフェアにも貢献することが期待される。

具体的には農薬の評価に当たって以下のような研究課題について研究する。

- ① 非げっ歯類を用いた毒性試験の検証
イヌを用いた毒性試験について、単一の毒性試験等の成績によって評価可能かどうかの検証及びその際の試験期間、試験項目、留意点などの科学的検証。
- ② 発がん性試験の検証
90 日間亜急性毒性試験等の結果を活用した、発がん性試験を実施すべき動物種の絞り込みや除外の可能性に関する科学的検証。
- ③ 単回投与による影響を把握するための試験手法の検討
急性参照用量のエンドポイントを明確にするため、既存の毒性試験の衛星群として単回投与群を設けて検討する場合の試験条件や観察項目（神経毒性に関する観察項目を含む）等の検討。

【研究の背景】

農薬の食品健康影響評価に当たっては、動物種や投与期間等によって毒性の発現に差異が認められることから、我が国のテストガイドラインや OECD（経済協力開発機構）のテストガイドラインに沿って実施された試験成績を用いる必要がある。

食品健康影響評価に必要な試験成績として現在求めているもののうち、実際に試験を行わなくても、他の動物種や他の試験の成績から推測することができれば、科学的妥当性を担保しつつ効率的な評価の実施が可能となり、かつ、アニマルウェルフェアや評価の迅速化にも寄与することにつながることを期待されるが、これまでのところ科学的検証が十分行われているものではない。

このため、今回の公募は、より科学的かつ効率的な農薬の食品健康影響評価の実施に資する、動物種や投与期間を考慮した新たな手法に関する研究を求めるものである。なお、本研究は必ずしも実験動物を用いた試験の実施を求めるものではない。

また、研究成果は、特に農薬の食品健康影響評価に資するガイダンス案として提案されることが望ましく、OECD のテストガイドラインプログラムへの提案等も念頭に置いたものであればなお望ましい。

競争的資金の適正な執行に関する指針

平成 17 年 9 月 9 日
(平成 18 年 11 月 14 日改正)
(平成 19 年 12 月 14 日改正)
(平成 21 年 3 月 27 日改正)
(平成 24 年 10 月 17 日改正)
競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第 3 期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成 18 年 8 月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成 18 年 2 月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱いについて、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（２）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「共通システム」という。）を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。
- ② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）の共通事項を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。
- ③ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。
- ④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

3. 不正使用及び不正受給への対応（別表１）

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- （１）不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的

資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう)を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用の概要(不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正受給の概要(不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

- (3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要(義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応(別表2)

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該研究不正の概要(研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記

する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成20年1月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成19年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成18年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (4) 平成24年10月17日の改正に係る取組み（別表1及び別表2）は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施することとする。

なお、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表1の1. 個人の利益を得るための私的流用の場合の10年、及び、2. 私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の5年等）については、平成25年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

- (5) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的資金の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断

理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

- (6) 不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

- (7) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

- (8) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表 1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度	応募制限期間	
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 (3. (1))	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	2. 1. 以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 (3. (2))		5年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 (3. (3))		不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)	

※以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3. (1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3. (3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

(別表2)

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者 (4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
		上記以外の著者		2~3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2~3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年	

(別紙)

競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官
（研究開発資金担当）

総務省情報通信国際戦略局技術政策課長

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

e-Rad による応募について

1. e-Rad について

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものであり、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムをいいます。

2. e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ先

e-Rad の操作方法に関するお問い合わせは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。食品安全委員会のホームページ及びe-Radのポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）をよくご確認の上、お問い合わせください。

なお、審査状況、採否に関するお問い合わせには一切回答できません。

○ポータルサイト：

<http://www.e-rad.go.jp/>

（なお、研究者、研究機関への情報提供ページは、ポータルサイトの最下層にリンクを設けております。）

○食品安全委員会のホームページ（参考）：

<http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/index.html>

（参考：お問い合わせ先一覧）

e-Radの操作方法に関するお問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877 （受付時間帯） 9：00～18：00（※）
制度・事業に関するお問い合わせ及び応募書類作成・提出に関する手続き等に関するお問い合わせ	内閣府食品安全委員会事務局 総務課 松岡、庄野	03-6234-1119又は1123（直通） 03-3584-7390（FAX） （受付時間帯） 9：30～12：00、 13：00～18：00（※）

※土曜日、日曜日、国民の祝日を除く

3. e-Radシステムの使用に当たっての留意事項

① e-Radによる応募

e-Radによる応募登録は、ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）から行ってください。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

② e-Radの利用可能時間帯

平日、休日ともに0：00から24：00まで。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用

停止を行うことがあります。e-Rad の運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

③ 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関が応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続に日数を要する場合がありますので、余裕をもって登録手続を行ってください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

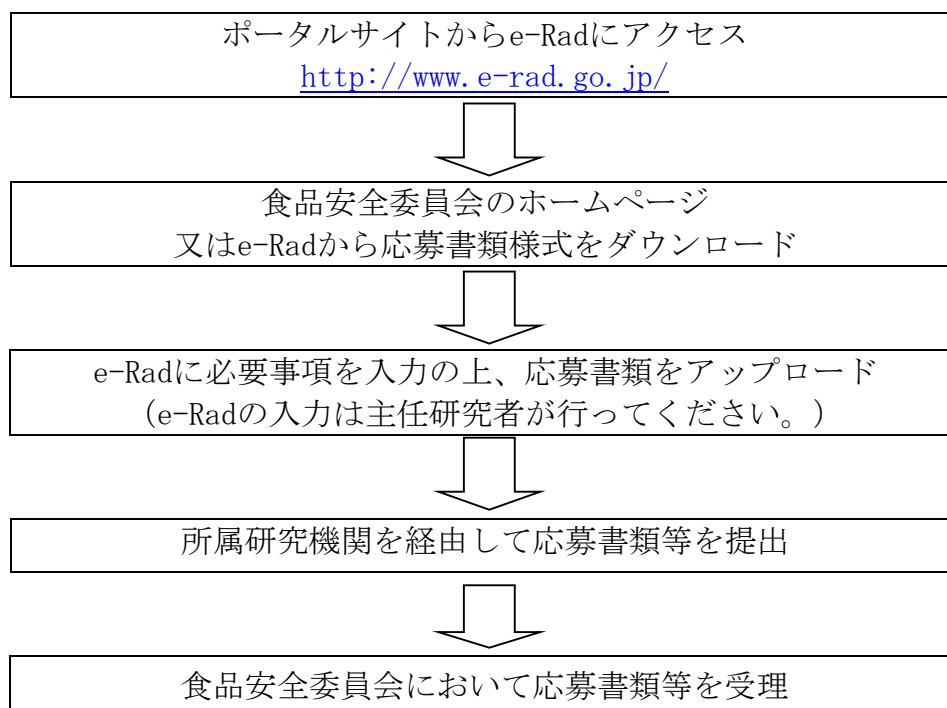
研究課題に応募する主任研究者及び研究に参画する分担研究者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。

⑤ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、e-Radを経由し、内閣府総合科学技術会議「政府研究開発データベース」へ提供します。

4. e-Radを利用した応募の流れ

e-Radを利用した応募の流れ



なお、応募書類のアップロード後は、e-Radにより応募書類受理状況を確認できます。

5. その他の注意事項

- ① e-Radの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードしてください。
- ② 本事業の内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。
- ③ 応募書類（アップロードファイル）は「Word」、「一太郎」、「PDF」のいずれかの形式にて作成してください。「Word」、「一太郎」、「PDF」は以下のバージョンで作成されたものでないと、アップロードがうまく出来ない場合がありますのでご注意ください。
 - Word 2000以降
 - 一太郎 Ver. 12以降
 - Adobe Acrobat Reader (Adobe Reader) 5.01以降応募書類に貼り付ける画像ファイルの種類は、「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとして下さい。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されませんのでご注意ください。
- ④ 公募時にアップロードできるファイルの最大容量は10MBです。
- ⑤ 作成した応募書類は、アップロードを行うと、自動的にPDF形式に変換されます。
なお、外字や特殊文字を仕様した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をe-Radで必ず確認してください。
- ⑥ 当面の間、e-Radによる応募と併せ、書面による応募（応募書類の提出）も必ず行

ってください。

- ⑦ 提出締切日までにe-Radの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」とならない場合は無効となりますので「配分機関受付中」とならない場合は、至急、所属機関に連絡してください。
応募書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。
- ⑧ e-Rad画面上で金額を入力する際は、応募書類に記載した金額と同額になるよう、十分留意してください。
- ⑨ 上記以外の注意事項や内容の詳細については、ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。

必要書類チェックシート

にチェックをいれてください。

1 応募に必要な書類等

- 本チェックシート（チェックを付したものの1枚）
- 研究実施計画（書類）22部（うち正1部、副21部）
- 主任研究者証明書又は事務委任承諾書（1通）
- 受付通知用はがき（切手添付要1枚）
- 課題採否通知用封筒（切手添付不要1枚）

2 研究実施計画の内訳

- 研究課題総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 1
- 研究課題内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 2
- 研究経費概算総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 3
- 再委託経費概算表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 3
- 主任研究者調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 4
- 分担研究者調書（兼分担研究者食品健康影響評価技術研究参加承諾書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 5
- 主任研究者の本申請研究課題及び他の研究課題の受入・申請等の状況・労力の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 6
- 分担研究者の本申請研究課題及び他の研究課題の受入・申請等の状況・労力の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 7
- 研究関係者等の概要一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 8

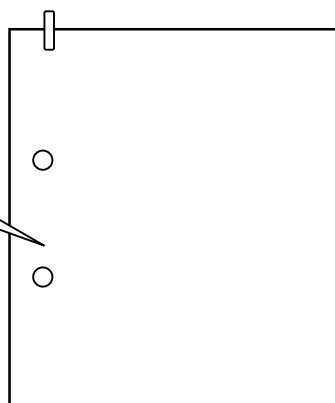
3 主任研究者証明書又は事務委任承諾書

- 主任研究者証明書又は事務委任承諾書・・・・・・・・参考様式 1 又は 2

（注意）

必要書類はワードプロセッサソフトウェア（一太郎、Microsoft Word を推奨）により作成し、A4サイズ、片面印刷で、通しページを下段中央に付してください。なお、提出に当たっては、下図のとおり、書類の左側にパンチで穴を開け、左肩をクリップ等で留めてください。

全ての書類にパンチで穴を開けてください。



4 受付通知用はがきの作成について

応募の受付を通知いたしますので、次に示した内容のはがきを1枚同封してください。なお、枠組み、書き込み内容ともに手書きでも結構です。

5 2円切手を貼付してください。

研究課題名を記入してください。

表

切手	□□□-□□□□	
		住
又は	○	所
官製は	○	
がき	○	
	○	
	○	
	様	

裏

受付通知書

研究課題名：○○○○○○○○○○

受付番号	
------	--

(注) この受付通知書に記載される受付番号は、e-Radでの応募の際に付番される21桁の番号とは異なる番号です。

5 課題採否通知用封筒の作成について

応募いただいた研究課題の採否を、主任研究者宛てに通知しますので、主任研究者の住所及び氏名を記入した封筒を1枚同封してください(長形3号又は長形4号の封筒で作成してください)。

切手は必要ありません。

主任研究者の住所、氏名を記入してください。
氏名の最後には「様」と記入してください。

切手 不要	□□□-□□□□	
	○	住
	○	所
	○	
	○	
	様	

応募書類作成上の留意事項

所定の様式（様式1から様式8まで及び参考様式1又は参考様式2。全てA4サイズです。）を用いて応募書類を作成してください。

応募書類は、本公募要領第5の審査に用いられます。第5の2に示す審査基準の意図を理解し、応募書類を適切に作成してください。特に、研究内容がリスク評価にどのように活用されるのかを明確に記載してください。なお、一部の項目について字数制限を設けていますのでご注意ください。

研究実施計画

様式1 研究課題総括表

1. 受付番号

応募書類を受理した際に食品安全委員会事務局で記入しますので、空欄で提出してください。

なお、この受付番号は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での応募の際に付番される21桁の応募番号とは別の整理番号となります。

2. 平成27年度優先実施課題における該当研究項目

「食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題（平成27年度）」（別紙1）の「研究項目」に従い、以下の記載例に倣って必ず記載してください。

《記載例：別紙1の3（5）①の課題に応募する場合》

3 危害要因・曝露実態の評価に必要な科学的知見の集積

（5）化学物質（特に農薬）のリスク評価に当たって必要となる試験の再検討に資するための研究

①非げっ歯類を用いた毒性試験の検証

3. 研究課題名

研究課題名は、e-Radでの応募の際に用いたものと完全に一致させてください。

なお、研究課題名は原則として変更することができませんので、ご注意ください。

4. 研究概要

研究概要を簡潔に記載してください。（※300字以内）

記載された研究概要は、審査の際に使用するほか、採択が決定した際に食品安全委員会ホームページで公表します。

5. 研究期間

必要な研究期間を記載してください。（※2年間の場合は、「平成27年度～28年度（2年間）」、1年間の場合は「平成27年度（1年間）」と記載してください。

6. 研究委託費の見込

初年度に必要な研究委託費の額と全研究期間で必要な研究委託費の総額をそれぞれ記載してください。

7. 所属機関（部局）

研究課題に応募する主任研究者が所属する研究機関（部局）を記載してください。

8. 所属機関所在地

所属研究機関の所在地を記載してください。

9. 主任研究者

・ 氏名にはふりがなを付し、押印をお願いします。生年月日は西暦で記載し、年齢は平成27年1月1日現在で記載してください。

- ・ 所属機関における職名を記載してください。
- ・ 最終卒業(修了)学校、卒業(修了)年次を記載してください。
- ・ 連絡先には、主任研究者が研究を実施する場所の所在地、電話番号等について記載してください。

10. 経理事務担当者

主任研究者が所属する研究機関の経理事務担当者の氏名、所属する部局名、連絡先についてそれぞれ記載してください。

11. 研究者の分担区分

主任研究者及び分担研究者の氏名・研究者番号(8桁)をそれぞれ記載した上で、各研究者が行う研究の分担と研究項目について記載してください。また、最終卒業(修了)学校、卒業(修了)年次、所属機関の部局名、所属機関での職名をそれぞれ記載してください。

様式2 研究課題内容

1～5の項目について、次の事項にご留意の上、記載してください。

1. 研究の背景と研究目的

研究の背景と研究目的について、具体的かつ明確に記載してください。(※800字以内)

2. リスク評価への必要性及びリスク評価に期待される効果

研究のどのような点がリスク評価に必要なのか、また、研究によりリスク評価にどのような効果が期待されるのかについて、具体的かつ明確に記載してください。(※600字以内)

3. 研究計画及び方法

研究目的を達成するための具体的な研究計画及び方法について、冒頭にその概要を簡潔にまとめて記載した上で、年度毎の計画に分けて、各研究項目の進捗予定がわかるように具体的かつ明確に記載してください。分担研究者がいる場合は、主任研究者及び分担研究者の具体的な役割や分担して研究することの必要性・妥当性についても記載してください。(※図表を含めてA4サイズ2枚以内。ただし、必要に応じて1枚追加すること(計3枚以内とすること)は可能です。)

4. 達成目標

研究計画全体を俯瞰し、何をどこまで明らかにするかを箇条書き形式で記載してください(目標ごとに100字以内)。この達成目標は評価に利用されます。

5. 得られた成果の公表

得られた研究成果をいつどのような方法で公表する予定であるかを記載例に倣って記載してください。

6. 倫理面への配慮

研究対象者に対する人権擁護上の配慮、研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と理解(インフォームドコンセント)に関わる状況、実験動物に対する動物愛護上の配慮などを記載してください。倫理面の問題がないと判断した場合には、その旨記載するとともに必ず理由を明記してください。

7. 本研究と関連するこれまでの研究の実績

主任研究者、分担研究者の当該研究におけるこれまでの実績(最近5年間)について、その研究内容が分かるように具体的に記載してください。

様式3 研究経費概算総括表

研究委託費は、原則として単年度当たり1研究課題につき1千5百万円程度とし

ます。応募する研究の初年度に必要な直接経費及び間接経費の概算額を記載してください。特に直接経費については、項目ごとに概算額を記載してください。また、分担研究者がいる場合は、当該分担研究者ごとの総括表も作成してください。なお、記載額は、e-Rad の画面上に入力した金額の合計と同額になるようご注意ください。

1. 直接経費

直接経費とは、研究の実施及びその成果の取りまとめのために必要となる次の①～④の経費をいいます。様式に示す各項目の金額欄には経費額を、備考欄には当該経費額の算出根拠（品名・仕様、単価、数量等）をわかる範囲で記載してください。備考欄に算出根拠の記載がない場合又は記載があっても不明瞭な場合は、応募書類を受理しないことがありますのでご注意ください。

① 物品費

- ・ 設備備品費（研究は、研究用施設、設備等の研究環境が整っている研究機関において実施されることを前提としており、通常備えておくべき機器（基本的な研究機器及び汎用物品（PC、プリンター等）は除きます。）

（注）本委託研究費で取得した設備備品については、契約期間終了までに国に所有権を移転していただく必要があります。詳細については、食品健康影響評価技術研究委託要綱（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定）の第17の1をご参照ください。

http://www.fsc.go.jp/senmon/gi_jyutu/6_kitei_kenkyu_yoko.pdf

- ・ 消耗品費

（注）主任研究者又は分担研究者の所属する機関の会計規則等で、PCが消耗品として扱われている場合であっても、PCの購入は原則として認められませんので注意してください。

② 人件費・謝金

- ・ 人件費（新たに追加する非常勤研究員等に対する人件費）
- ・ 謝金

③ 旅費

④ その他

- ・ 外注費
- ・ 印刷製本費
- ・ 会議費
- ・ 通信運搬費
- ・ 光熱水料
- ・ その他（諸経費）
- ・ 消費税相当額（「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費（国内での出発前・帰国後の宿泊費や交通費、旅客サービス施設使用料等）を除いた額」、「諸謝金」等の不課税取引に該当するものの合計の8%に相当する額）

2. 間接経費

間接経費とは、研究の実施に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等の食品健康影響評価技術研究の実施を支えるものをいいます。間接経費は、直接経費の30%に当たる額を上限として計上することができます。経費額については、所属研究機関の経理担当部門等とあらかじめよく相談した上で計上してください。

様式4 主任研究者調書

1. 主任研究者の氏名、生年月日、年齢(H27.1.1現在)、研究者番号(8桁)
 - ・ 所属機関名、部局・職名、最終卒業(修了)学校・卒業(修了)年次を記載してください。
2. 研究業績(論文リスト)
 - ・ 最近5年間の発表論文について記載してください。なお、応募する研究課題に関連する論文については、それぞれの論文名の冒頭に◎を付してください。

様式5 分担研究者調書(兼分担研究者食品健康影響評価技術研究参加承諾書)

この分担研究者調書は、主任研究者が応募する研究課題について分担研究者として参加することを承諾する承諾書も兼ねますので、分担研究者が自ら作成してください。なお、同調書は、分担研究者ごとに作成してください。

1. 分担研究者は必ず氏名を自筆し、押印してください。生年月日、年齢(H27.1.1現在)、研究者番号(8桁)、所属機関名・部局・職名、最終卒業(修了)学校・卒業(修了)年次を記載してください。直筆の署名及び押印の無いものは受け付けませんので、ご注意ください。
2. 研究業績(論文リスト)
 - ・ 最近5年間の発表論文について記載してください。
 - ・ 応募する研究課題に関連する論文については、それぞれの論文名の冒頭に◎を付してください。

様式6 主任研究者の本申請研究課題及び他の研究課題の受入・申請等の状況・労力の割合

主任研究者の本研究課題の申請及び国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む。)の受入・申請等の状況について記載してください。また、主任研究者の研究専従率(エフォート)を記載してください。

なお、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究課題が不採択となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分となる場合があります。

様式7 分担研究者の本申請研究課題及び他の研究課題の受入・申請等の状況・労力の割合

各分担研究者の本研究課題の申請及び国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)の受入・申請等の状況について分担研究者毎に作成してください。また、分担研究者の研究専従率(エフォート)を記載してください。

なお、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究課題が不採択となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分となる場合があります。

様式8 研究関係者等の概要一覧

参画する全ての研究者について、

- ① 所属機関名及び代表者名等
- ② 連絡先
- ③ 経理担当者名及び連絡先
- ④ 業務概要

を記載してください。なお、④の業務概要については、応募した分野の研究に関連する業務とその他の主要な業務について記載してください。

参考様式 1 主任研究者証明書

応募者（主任研究者）が所属する機関の長が、応募者を本研究の主任研究者として証明する書類で、国以外の研究機関（独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人等）に所属する主任研究者が提出対象となります。この様式によらず、各研究機関の様式を用いても構いません。

参考様式 2 事務委任承諾書

国の研究機関に所属する主任研究者が提出対象者となります。この様式によらず、各研究機関の様式を用いても構いません。

研究実施計画 様式1 研究課題総括表

受 付 番 号	平成27年度優先実施課題における該当研究項目（※別紙1に基づき記載すること。）

研 究 課 題 名				
研究概要 (※300字以内)				
研究期間	平成 年度～ 年度 (年間)	研究委託 費の見込	初年度： 総 額：	千円 千円

所属機関 (部局)				
所属機関所在地				
主任研究者	ふりがな 氏 名	印	所属機関における職名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)	最終卒業(修了)学校・ 卒業(修了)年次	
	連絡先	電話番号： E-mailアドレス：	FAX番号：	
経理事務 担当者氏名		経理担当 部局名・ 連絡先等	電話番号： E-mailアドレス：	FAX番号：

主任・分担研究者名 (研究者番号(8桁))	担当する研究項目	最終卒業(修了)学校・ 卒業(修了)年次	所属機関部局名	所属機関 での職名

様式2 研究課題内容

研 究 課 題 名	
-----------------------	--

1. 研究の背景と研究目的（※800字以内）

2. リスク評価への必要性及びリスク評価に期待される効果（※600字以内）

3. 研究計画及び方法

（※研究目的を達成するための具体的な研究計画及び方法について、冒頭にその概要を簡潔にまとめて記載した上で、年度毎の計画に分けて、様式1に記載する各研究項目の進捗予定がわかるように具体的かつ明確に記載すること。分担研究者がいる場合は、主任研究者及び分担研究者の具体的な役割や分担して研究することの必要性・妥当性についても記載すること。（※図表を含めてA4サイズ2枚程度。ただし、必要に応じて1枚追加することが可能。）

4. 達成目標

（※研究全体を俯瞰し、何をどこまで明らかにするかを箇条書き形式で記載すること（目標ごとに100字以内）。この達成目標は評価に利用されます。）

5. 得られた成果の公表

（※得られた成果をいつどのような方法で公表する予定であるかを記載すること。）

〈記載例〉

「Food Safety（食品安全委員会英文ジャーナル）」に〇年以内に投稿予定。

6. 倫理面への配慮

7. 本研究と関連するこれまでの研究の実績

（※主任研究者及び分担研究者の本研究と関連するこれまでの実績について、その内容を具体的に記入すること。）

様式3 研究経費概算総括表

(全体分) ※主任研究者分と分担研究者分を合算して記載する。

項目	金額 (円)	備考
直接経費		
物品費		
・設備備品費		
・消耗品費		
人件費・謝金		
・人件費		
・謝金		
旅費		
・旅費		
その他		
・外注費		
・印刷製本費		
・会議費		
・通信運搬費		
・光熱水料		
・その他 (諸経費)		
・消費税相当額		
間接経費		
合計		

(主任研究者分：)

項目	金額 (円)	備考
直接経費		
物品費		
・設備備品費		
・消耗品費		
人件費・謝金		
・人件費		
・謝金		
旅費		
・旅費		
その他		
・外注費		
・印刷製本費		
・会議費		
・通信運搬費		
・光熱水料		
・その他 (諸経費)		
・消費税相当額		
間接経費		
合計		

(分担研究者分：) ※分担研究者ごとに記入。

項目	金額 (円)	備考
直接経費		
物品費		
・設備備品費		
・消耗品費		
人件費・謝金		
・人件費		
・謝金		
旅費		
・旅費		
その他		
・外注費		
・印刷製本費		
・会議費		
・通信運搬費		
・光熱水料		
・その他 (諸経費)		
・消費税相当額		
間接経費		
合計		

様式4 主任研究者調書

研究者名	ふりがな 氏名		生年月日 年齢	年 月 日 (歳)
	研究者番号(8桁)		最終卒業(修了) 学校・卒業(修了)年次	
	所属機関名・ 部局・職名			
研究業績（論文リスト（最近5年間）） ※本研究と関連性が高いものには論文名の冒頭に◎を付けて下さい。				

様式 5 分担研究者調書（兼分担研究者食品健康影響評価技術研究参加承諾書）

研究者名	ふりがな 氏名	印	生年月日 年齢	年 月 日 (歳)
	研究者番号(8桁)		最終卒業(修了) 学校・卒業(修了)年次	
	所属機関名・ 部局・職名			
平成27年度食品健康影響評価技術研究に分担研究者として参加することを承諾します。				
研究業績(論文リスト(最近5年間)) ※本研究と関連性が高いものには論文名の冒頭に◎を付けて下さい。				

様式6 主任研究者の本申請研究課題及び他の研究課題の受入・申請等の状況・労力の割合

主任研究者名：

研究期間	省庁等の名称	研究費の名称	研究課題名	研究の分担区分等	研究費の額 (千円)	採択(受入) ・申請中	研究専従率 (%)
						合 計	%

※ 研究専従率（エフォート）を算出してください。

様式7 分担研究者の本申請研究課題及び他の研究課題の受入・申請等の状況・労力の割合

分担研究者名：

研究期間	省庁等の名称	研究費の名称	研究課題名	研究の分担区分等	研究費の額 (千円)	採択(受入) ・申請中	研究専従率 (%)
						合計	%

※ 研究専従率（エフォート）を算出してください。

様式 8 研究関係者等の概要一覧

1. 主任研究者

主任研究者名	
所属機関名及び 代表名	所属機関名： 代表者名： 所在地： 電話番号：
主任研究者連絡先	連絡先： 所在地： 電話番号： FAX番号： E-mailアドレス：
経理事務担当者名 及び連絡先	担当者名： 所属部署： 勤務先： 電話番号： FAX番号： E-mailアドレス：
業務概要	

2. 分担研究者

分担研究者名	
所属機関名及び 代表名	所属機関名： 代表者名： 所在地： 電話番号：
分担研究者連絡先	連絡先： 所在地： 電話番号： FAX番号： E-mailアドレス：
経理事務担当者名 及び連絡先	担当者名： 所属部署： 勤務先： 電話番号： FAX番号： E-mailアドレス：
業務概要	

参考様式 1 主任研究者証明書

※国以外の研究機関(国立大学法人を含む)に所属する研究者が提出対象者となります。

主任研究者証明書

平成 年 月 日

_____ 殿

所属機関名 _____
所属機関の長の職名 _____
氏 名 _____ 印

平成 27 年度食品健康影響評価技術研究「〇〇〇〇〇（※研究課題名を記載する。）」において、上記〇〇 〇〇が主任研究者として研究の総括を行うことを証明します。

参考様式2 事務委任承諾書

※国の研究機関に所属する研究者が提出対象者となります。

事務委任承諾書

平成 年 月 日

_____ 殿

所属機関名 _____
所属機関の長の職名 _____
氏 名 _____ 印

平成27年度食品健康影響評価技術研究の委託契約に係る研究委託費の管理及び経理を行うことを承諾します。

評価項目及び評価基準

(注：食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針（平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定）の第2の2に言及する評価項目及び評価基準から転記した。)

(事前評価)

評価項目		評価基準
I	研究の必要性	<p>研究領域の趣旨に沿った研究内容となっているか評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食品健康影響評価に関する研究であること 2 研究内容の科学的、技術的意義について 3 関連する研究の実施状況を踏まえ、独創性、新規性等について
II	研究の妥当性	<p>以下の点に関する研究体制及び研究計画、研究遂行の妥当性について評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究の体制（主任研究者、分担研究者の役割分担） 2 主任研究者等の既往の成果、能力 3 研究の計画、方法 4 研究の実施期間における遂行の可能性 5 費用対効果
III	期待される研究成果の有用性	<p>期待される研究成果の活用性とその有用性について評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既往の成果、研究手法等を勘案し、研究目標の実施期間内における達成可能性について 2 食品健康影響評価への貢献等の可能性について 3 研究の成果の発展可能性について